

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

|          |                  |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署  | 建設課              |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 許認可等の名称 | 許可事項変更の許可                         |
| 処 分 権 者 | 町長                                |
| 根 拠 規 定 | 秋田県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第 2 条 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

|             |   |
|-------------|---|
| 基 準 規 定     | 秋田県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第 2 条、第 5 条   |
| 審 査 基 準     | <p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則<br/>（許可事項の変更）</p> <p>第 2 条 法第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を<br/>変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。<br/>（添付書類）</p> <p>第 5 条 法及びこの規則の規定により知事に提出する申請書及び届書には、次に掲<br/>げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1） 設計書<br/>（2） 平面図<br/>（3） 縦断面図及び横断面図<br/>（4） 構造図</p> <p>2 知事は、前項に掲げる書類のほか、必要と認める書類を提出させることができ<br/>る。</p> |
|             | 参 考 資 料   |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>   |
| 備 考         | 秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例第 82 第 7 号に基づく権限委譲対象<br>事務等の範囲を定める規則第 2 条の表第 14 項による   |
| 設 定 日       | 平成 27 年 10 月 31 日   |